長与町農業委員会会議録

令和元年７月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和元年７月農業委員会総会

１．　日時　　令和元年７月２５日（木）　　１３時００分から１４時１０分

２．　場所　　長与町役場４階第２委員会室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫

６番　田中　稔　　７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子

９番　渡邉　章三　　１０番　山本　純博

１１番　上杉　司　　１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（６名）

１番　原口　司　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　森内　忠嘉　　６番　中村　栄治　　８番　柳原　弘

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（２名）

５番　梶尾　厚　　７番　坂本　謙二

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　９番　渡邉　章三　　１０番　山本　純博

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第４　　第３号議案　農用地利用集積計画について

第５　　第４号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　村田　佳美

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、こんにちは。

それでは、総会の開催に先立ち報告いたします。令和元年７月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、現在、９番、渡邉　章三委員さんが、少し遅れておられますので、現在１１人の出席であることを報告いたします。農地利用最適化推進委員は、６人出席でございます。

本日の欠席者は、坂本謙二農地利用最適化推進委員、梶尾厚農地利用最適化推進委員のお二人です。では、会長の方で議事等の進行をお願いします。

（９番、渡邉　章三委員着席）

議　長　それでは、令和元年７月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名致します。９番、渡邉章三委員、１０番、山本純博委員を指名致します。

日程第２、本日は、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請が１件。第２号議案、農地法第５条の規定による許可申請が１件。第３号議案、農用地利用集積計画についてが、１件。第４号議案では、第３号議案の案件に伴って農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取についてが、１件出されています。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請について議案書の№１をお開きください。整理番号５（３－１）。申請地が、長与町本川内郷（地番）、畑、１，４８３㎡。同じく（地番）、畑、２，０３８㎡。同じく（地番）、畑、２，６０６㎡。同じく（地番）、畑、６８８㎡。次に、長与町本川内郷（地番）、畑、７２０㎡。同じく（地番）、畑、１，１４８㎡。同じく（地番）、畑、２，４７４㎡。同じく（地番）、畑、１，４４５㎡。合計８筆、１２，６０２㎡です。農地区分は、農用地区域内の８筆です。

申請者は、譲渡人が、長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、所有権移転の贈与です。

備考欄に記載している通り、譲渡人は、孫である譲受人に対し農地を贈与する。なお、譲受人は、地元の集落営農に参画し、所有権移転終了後、農地中間管理事業を利用する予定です。

譲受人の耕作地は、１２，６０２㎡。労働力は、１人です。都市計画区域外となります。

次に別冊の参考資料をご覧下さい。少し見難いですが、（譲受人）の就農計画になります。１ページ目、経営規模、作目は、温州みかん、１．３ｈａです。所得目標は、年３００万円。労働力は、本人のみです。

次に、２ページをお開き下さい。（３）農家等における実務研修計画についてですが、長崎

新規就農相談センターで２ヶ月基礎研修を受講後、長崎市田中町の〇〇果樹農園で１０ヶ月、果樹部門の農業経営及び果樹の生産技術に関することの研修を終了しております。研修期間は、平成３０年６月１日から令和元年５月３１日までの１年間です。（４）就農準備計画につきましては、令和元年８月に祖父名義の農地を贈与にて取得予定です。同じく８月に、融資を受けて機械の購入を予定されております。経営開始のための事業計画につきましては、動噴、草刈機、選別機、小型運搬車、運搬用軽トラック、農薬、ガソリン代、苗代、肥料代に関する事業費３００万円は、令和元年６月に青年等就農資金の融資を受けております。資金調達計画につきまして、就農研修、就農準備、経営開始とも自己資金と記載してありますが、確認をしたところ就農研修は、農業次世代人材投資資金の交付を１年間受けております。

また、就農準備、経営開始の資金につきましても、経営開始の事業計画にもありますように、青年等就農資金の融資を受けておりますので、訂正をお願いします。

次の３ページをお開きください。営農計画書になります。作物名、作付面積、年間生産目標、年次及び年間耕作スケジュールについては、記載のとおりです。

議案書に戻っていただき、第１号議案、№１の次のページをご覧ください。土地の所在です。広域図になりますが、〇〇バス停の上部になりますが、図の群青色で表示している部分が、申請地、本川内郷（地番）、その上部にある水色で表示している部分が、本川内郷（地番）、その上部にあるピンク色で表示している部分が、本川内郷（地番）、その上部にある茶色で表示している部分が、本川内郷（地番）となります。

次に図面、左手上部になりますが、黄土色で表示している部分が、申請地、本川内郷（地番）、隣接して黄緑色で表示している部分が、本川内郷（地番）、その上部赤色で表示している部分が、本川内郷（地番）、その左下の緑色で表示している部分が本川内郷（地番）となります。　以上で、説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、原口司推進委員さんから説明をお願いします。

推進委員１番　　７月１８日の１０時から事務局、水谷会長、柿本委員と現地を確認しました。ミカンを作っている人は、（譲渡人）を よくご存じだと思います。それと、ここには名前が出てきませんが、（譲渡人）の息子さんも本当にいいミカンを作ってですね、（譲渡人）の家に行ったらすぐ息子さんからミカンを見てくれという事で案内があったのですが、本当にマルチもきれいにしていたのですけど、ミカンが摘果しなくてもいいような粒なのですよ。それが、１本だけではなく、全部ですね、おかしいミカンはなかったと思います。これが本当に、ミカン作りのミカンだなと感心して見てきました。

今回の申請なのですが、（譲受人）は高校を卒業してから就職していたのですが、本格的に融資を受けてミカンづくりをスタートすることで、将来、必ず本川内のみかんを彼らが背負ってくれると思いますので、問題ないと思います。以上です。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんお願いします。
７番、柿本　香代農業委員。

７　番　　同じように、現地確認を行いました。原口推進委員さんが詳しく説明してくれましたので、特別に言うことは無いと思いますが、この８筆ある畑の中で、（地番）は、荒地までにはなっていませんが、まだ耕作はしていません。今後、改植を考えてしていこうと考えているという事でした。名義はすべて（譲渡人）で、（譲受人）は、お父さんがいるのですが、経営をまったく別にして、後継者でもありますが、経営主としてされていくそうで、おじいちゃんから農地を譲り受けて、とにかく頑張っていきたいと意欲に満ちておられます。とにかく真面目で、今後、一生懸命取り組んでいくので、今後期待していきたいなと思うところです。この申請がうまく進みますと、この土地は、農地中間管理事業も利用しておりますので、今後、そちらも検討していくという事です。以上報告を終わります。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
６番、田中　稔委員。

６　番　　（譲渡人）は、私も良く存じ上げていますが、生前贈与だと思いますが、普通は、親から子に生前贈与をしていくわけですが、この件は、おじいちゃんから孫さんにという。こういう制度を利用して、農業も繋がっていくのだなと思っております。ただ、この件で、生前贈与は、いろいろな制約があると思うのですね。税の面で、どういう制約があるのか、事務局が分かっている分で説明があれば、みなさんも分かると思いますが、分かりますか。

議　長　　事務局お願いします。

事務局　　今回の贈与については、他にも農地がありますので、生前一括贈与には当たりません。仮に、生前一括贈与をした場合にどうなるかとのことですよね。農地を生前一括贈与した場合の課税の特例がありまして、贈与税の納税猶予は、以前からの農業経営の近代化に資するため、民法の均分相続等による農地の細分化防止と農業後継者の育成を税制面から支援するために設けられました。農業を営む方が、その農業の用に供している農地の全部及び採草放牧地３分の２並びに当該農地及び採草放牧地とともに取得する準農地の３分の２以上を農業後継者に、推定相続人の１人に一括して贈与した場合は、後継者に課税される贈与税の納税が猶予され、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡したときに贈与税は免除されます。贈与者

の死亡により贈与税額の免除を受けた場合には、贈与農地等を相続により取得したものとみなされ相続税の課税対象となります。この場合、農業を継続する場合は、相続税納税猶予の適用を受けることができます。ちょっと、ややこしいですが、本来ならば、もらった時には、贈与税が課税されます。ただ、農地の分散化を避けるために、生前一括贈与という事で、農地を全部、１人の後継者に農地が集まった時には、どちらかが亡くなった時点で、贈与税が免除されます。もし、渡された方が亡くなったら相続税の課税対象となるので、贈与税はかかってこないという事になります。以上です。

議　長　　全体的に、総括して説明をしたいと思いますが、（譲渡人）は、農地自体は、５ｈａほど持っており、現在、４ｈａほど耕作しておりますと、息子さんが言っておられました。そのうち、一括ではなく、部分贈与として、孫さんに１．２ｈａほど渡すという形で。全般的に園地を見て回りますと、幼木を中心に孫さんに全部渡しています。成木園については、当然、息子さんが管理をしておりますから、やっぱり、青島、普通の物も含めて、５～６年生の所を贈与しております。ある意味では、孫さんが意欲を持ってやるのはいいと思う。彼の履歴を見ますと、高校を卒業し、青果市場に勤務をされて、それからこの研修の経歴を見ると、〇〇農園という、ここは、インターネット販売などを長崎市で、いろんなミカンの種類をネット販売しています。販売の仕方が、いろいろあるので、そこに研修に行っておられるようです。ですから、自分も市場に行っていますから非常にこういうところのノウハウを持って今後、自立して、独立してやるのじゃないかと思っております。（譲受人)の祖母の話によると、非常に農業が好きと自分で言うのです。という事で、本人は、非常に意欲がある、私たちが会ったときもそのように言っておりました。そういう事で、ある意味では、今後のモデルになるような、本当に財産も与え、自立をさせる。こういうことは、いいことです。ただ、制度上、事前研修を受けると、補助金、農業次世代人材投資資金を受ける人については、同じ営業種目を受け継ぐだけでは、もらえない。もう、すでに１年間頂いている、当然、その人は、自分の財産をもって自立しなければいけない。というのがあって生前贈与を行っている。補助金の問題もありますし、本当にこの方が、自立する意欲があるという事は、非常にいいモデルではないかと思います。以上です。

議　長　　他に、ありませんか。
　３番、崎山委員。

３　番　　おいくつになられますか。

事務局　　２１歳になられます。

議　長　　８月で２２歳になられます。

議　長　　他にございませんか。
　９番、渡邉　委員

９　番　　これは、非常に良い事だと思います。ただ、いわゆる、新規で就農センターで研修されて、就農する。この辺りの特典は、どうなっているのか、農家の人は、知らないのではないかと思うので、参考のためにどういう内容になっているのか、例えば、県とか、国から助成金が来るとかね、わかりませんので、もし分かれば教えてください。

議　長　　新規就農には、方法がありますので、事務局からお願いします。

事務局　　長崎県では、就農支援制度がありまして、就農の過程と、資金面についてのバックをして行こう。経営確立までの支援を行う制度でございます。就農相談であったり、農業技術習得研修、就農準備、就農、経営初期、経営確立ということで、ずっと長崎県の新規就農相談センターの方へ、農業をしてみたいという方がいらっしゃったらそこへ相談してください。長与町の方でも、お盆の時期と、年末、お正月の時期に、新規就農相談センターから職員の方が来られて、農業を今後してみたいという方のご相談を数件受けることもあります。
　今回、（譲受人）が、受給されている分が、農業次世代人材投資資金という事で、この制度は、準備型と経営開始型がありまして、準備型というのは、県が認める研修機関で研修を受ける場合、研修期間中に年間１５０万円を原則最長２年間交付することができます。という資金の給付金になります。経営開始型、市町村が作成する「人・農地プラン」に位置付けられた方に年間最大１５０万円を最長５年間、所得によって変動しますが、給付金を交付します。研修を受けている間は、年間１５０万円を受給しながら県が指定した研修施設、今回で言えば、長崎県の新規就農相談センターで２か月間、基礎的な座学等を受けて頂いて、そのあとは、指定した農家に入られて、１０ヶ月間研修を受けて１年間、研修を受けていますので、年間１５０万円の農業次世代人材投資資金を受けられています。これの交付基準の中の１つに、まず、年齢要件がありまして、就農予定時の年齢が、原則５０歳未満で、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。次に、独立・自営就農または雇用就農または親元での就農を目指すこととなっておりますが、今回の（譲受人）については、独立・自営就農後、５年以内に青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になること、または、農業経営改善計画の認定を受け認定農業者になることの要件がありますので、今回は、農地を取得して、親元就農ではなく、自分で、自立して経営していく。というのが、あるので、今回は、自分で農地を取得しております。研修計画は、県が定めたものを１年以上

受講することがあります。この研修が終了すると、農業次世代人材投資資金の経営開始型が、所得に応じ、年間最大１５０万円まで、５年間、経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間支援されます。その要件には、独立、自営就農であるとか、青年等就農計画等が、独立・自営就農５年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画なのか、農家の指定の場合は、新規参入者と同等の経営リスク、新たな作物の導入や、経営の多角化を負うと市町村に認められることなどが、あります。今回は、親元就農で、同じ品目を栽培するため、経営開始型には、該当しておりませんが、こういった資金があるという事をお報せしておきます。以上です。

議　長　　後で、新規就農相談センターのパンフレットがあるようですので、皆さん方に、特に、新規就農者であるとか、そういう他所から来る人、それから自分の子供たちが受けること、いろんなことがあると思いますので、また、後で、パンフレットを取り寄せて配りたいと思いますので、よろしくお願いします。
　他にありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
　説明のとおり農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。
　続いて第２号議案、農地法第５条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局　　続いて第２号議案、農地法第５条の規定による許可申請について、議案書の№１をお開き下さい。整理番号１、（５－１）。申請地は２筆です。長与町三根郷（地番）、田、６８㎡。同じく（地番）、田、７０㎡。合計２筆、１３８㎡です。農地区分は、農用地区域外の２筆です。
　申請者は、譲渡人が、長与町まなび野（地番）、（氏名）さん。譲受人が、長崎市文教町（地番）、（会社名）代表取締役（氏名）さん。
　申請目的は、売買による所有権移転となります。施設の概要としましては、駐車場用地と

して１３８㎡を転用し、隣接の宅地部分３６４．１３㎡と合わせた５０２．１３㎡を一括して売却する。備考の欄に記載しているとおり、譲受人は、譲渡人から居宅の売却依頼を受けたところ一部、農地法上の「農地」に該当する箇所があったので許可申請を行う。駐車場用地の雨水排水は、既設の側溝へ放流します。市街化調整区域となります。

なお、立地基準は、２種農地、一般基準については、書類と現地での確認上、問題はございませんでした。

次のページをお開き下さい。申請地の場所を申し上げます。三根郷、〇〇交差点より県道東長崎長与線を〇〇方面へ進んだ所で、青く表示している部分が、申請地、三根郷（地番）、赤く表示している部分が、三根郷（地番）です。隣接している宅地は、表示していませんが左横の四角で表示している部分となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、田中光夫推進委員さんから説明をお願いします。

推進委員３　番　　７月１８日の午後から事務局長、森さん、柳原厚委員と現地を確認しました。現状は田でありますが、現在はつくられておりません。赤い（地番）につきましては数年つくられていない状況でありました。青い部分については７年位畑作をつくった形跡がありました。そのままほっておくと荒廃化するおそれがおります。許可の方よろしくお願いします。

議　長　　続きまして、地区担当委員の柳原さんからお願いします。

２　番　　私は、地元で良く知っておりますので、追加で説明をいたします。売却地は、田中さんが言われた通りで、これに付随して、売却の駐車場にするという事で、（地域名）から（地域名）に抜ける大きい広い道が出来ているのですけど、現在の宅地の部分は、（譲渡人）が以前、住んでいたところで、１０数年、ここは、空き家になっているのですよね。家も古いし、ヤボになっているのですよね。垣根の所に３ｍぐらいの槙の木がありますが、非常に暴れていますので、保安上もあんまりよくないという事で、今回、売却をされるという事ですので、私たちも、非常に荒地になって心配しておりましたが、新たに宅地になるという事は、地元の委員として嬉しくは思っております。問題ないと思います。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

９番、渡邉　章三委員。

９　番　　このまえこの現場確認しました。手前に鉄塔、携帯の鉄塔がありますが申請地に含まれますか。

事務局　　入っていません。

議　長　　他にご意見・質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
それでは、第２号議案、農地法第５条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。

【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　その旨、県に進達することにいたします。
次に、第３号議案、農用地利用集積計画並びに第４号議案の農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について併せて審議をすることに致します。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは第３号議案、農用地利用集積計画についての案件に入りますが、１ページから３ページの議案提出・規定・集計表等については、省略させていただきます。
それでは議案書の４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５Ｆ）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）。利用権を設定する土地は、１筆です。高田郷（地番）、畑、６１５㎡です。利用権の種類は、使用貸借権で利用内容は、樹園地です。期間は、令和元年９月１０日から令和１１年９月９日までの１０年間です。利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は、使用貸借です。新規契約となります。
土地の所在ですが、５ページをご覧下さい。高田郷、〇〇団地の上部、時津町との境になりますが、赤く表示している部分が申請地、高田郷（地番）となります。
次に第４号議案、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取につい

て４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町高田郷（地番）。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５Ｆ）。権利を設定する土地は、第３号議案の案件と同様ですので、割愛させて頂きます。以上で、説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、森内推進委員さんから説明をお願いします。

推進委員
４　番　　７月１８日午後２時より、事務局、岡﨑委員と４名で現地確認を行いました。（貸主）は、ご主人が、亡くなられてから、あんまり手入れが出来てないように思われました。借主は、忙しく、息子も農業をしているが、広げても耕作できるのか心配もありますが、借主の耕作地の隣の農地なので、いいのではないかと思いまして、問題ないということでよろしくお願いします。

議　長　　それでは、続きまして地区担当委員の岡﨑委員さんお願いします。
　８番、岡﨑　道子農業委員。

８　番　　問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、質問なしと認めます。これは、２つありますので、まず、初めに第３号議案の利用権設定からですが、説明のとおり許可することに異議がない方は、挙手をお願いします。

事務局　　（挙手を確認　議長に報告）

議　長　　ありがとうございます。全員で、続いて、第４号議案の『意見なし』又は『意見あり』の方ですが、『意見なし』に賛成の農業委員の方は、挙手をお願いします。

事務局　　（挙手を確認　議長に報告）

議　長　　それでは、この通り、利用権設定とそれから配分を予定通り決定いたします。
次は、行事報告です。説明をお願いします。

【この後、令和元年７月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会７月総会を閉会します。